

令和8年6月24日

白岡市議会議長 中川幸廣様

提出者 白岡市議会議員 大島 勉
〃 白岡市議会議員 嶋田友一郎
賛成者 白岡市議会議員 江原 若之
〃 白岡市議会議員 洪口 清志

議会への説明責任及び情報提供・共有の徹底を求める決議

議会への説明責任及び情報提供・共有の徹底を求める決議について、所定の賛成者を得て、別紙のとおり、白岡市議会会議規則（平成24年白岡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により、別紙の決議案を添えて、提出します。

【提案理由】

議会は、市民の負託を受けた意思決定機関として、執行機関から十分な情報提供を受けた上で適切な審議及び議決を行う責務を有しております。また、執行機関は、市民及び議会に対する説明責任を果たし、相互の信頼関係のもとで市政運営を進めることが求められています。

しかしながら、市政運営における重要な政策決定や事業推進に関し、それらが十分とは言い難い事案が生じました。市が市民及び議会に対する説明責任及び情報提供・共有することは、信頼に基づく市政運営を進める上で不可欠なものです。

よって、白岡市自治基本条例の趣旨を踏まえ、執行機関は、市民と市議会との信頼関係の構築及び適正な市政運営を推進するため、市議会として具体的な意見を付し、本案を提出するものです。

議提案第1号

議会への説明責任及び情報提供・共有の徹底を求める決議

地方自治において、議会と執行機関は、それぞれの役割を尊重しながら、市民福祉の向上という共通の目的に向けて協力し、市政運営に当たることが求められている。

そのためには、執行機関が議会に対し正確かつ十分な情報を提供し、誠実な説明責任を果たすことが不可欠である。しかしながら、近年、市政運営において重要な政策決定や事業の推進に関し、議会への説明や情報提供・共有が十分とは言い難い事案が見受けられる。

議会が適切な審議を行うために必要な情報が十分に提供・共有されていたのか、また市民に対して誠実な説明が行われていたのかという点において、大きな課題があるものとする。

議会は、市民の負託を受けた意思決定機関である。執行機関においては、議会軽視とも受け取られかねない対応を厳に慎み、今後は政策形成過程や重要案件において説明責任及び情報提供・共有をより一層徹底し、議会との信頼関係の構築に努めるべきである。

白岡市議会は、白岡市自治基本条例のより適正な運用を図るため、市長を始めとする執行機関に対し、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 重要な政策及び事業推進に関し、その決定に至る過程において議会への適時適切な情報提供・共有を徹底すること。
- 2 議会答弁においては、市民や議会に誤解を与えることのないよう、正確かつ誠実な説明に努めること。
- 3 住民及び議会への説明においては、市政情報の公開について、透明性の向上に努めること。
- 4 今後、市民及び議会との信頼関係の構築を重んじた行政運営を行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月25日

白岡市議会